

要望事項 (優先順位 2)

静原の通称ジガ谷～大門間の産業廃棄物埋め立て及び周辺一体の違法建築物の撤去及び是正

要 旨

該当箇所については、このまま放置しておく、埋め立て時の産業廃棄物が豪雨時に下流に流出し、水の汚染だけでなく自然環境破壊につながります。また、多くの違法建築物も破損が激しく、環境破壊の要因となっているので、次の指導強化をお願いします。

- 1 川側の埋立産業廃棄物が豪雨時に流出しないような設備を設置すること。指導強化されているとのことであるが、次のような状況が顕著にみられます。
 - ・ 大雨で崩れ落ちた廃物（アスファルト、コンクリート、石等）は、拾い上げる程度で以前のものはそのまま放置されている。
 - ・ 新たに残土、不要物を捨てており、持込も非常に多くなっている。
 - ・ 不十分な焼却炉で産業廃棄物を燃やし、灰を川に捨てており、平成29年度は火災も発生している。
- 2 違法建築物はすべて撤去するか、環境に見合うものにするよう、指導を強化すること。特に薬王坂の建築物の現状は、目に余るものがあり、早急に取り組んでいただきたい。

回 答**(環境政策局)**

- 1 川側に埋め立てられているコンクリート等の産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃等に関する法律で規制される前から埋められていたものであり、地権者に対して、流出しないような設備を設置させる等の指導は困難ですが、抜本的な解決には、地権者、河川管理者及び廃棄物指導課が連携する必要がある、これ以上環境が悪化しないよう引き続き定期的なパトロールを実施します。

また、当該地区での廃棄物の不法投棄、野焼き行為等の不適正処理については、今後も定期的なパトロールにより監視を継続し、不適正処理を発見した場合は、随時指導を行っていきますので、地域の皆様におかれましては、通報等のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(都市計画局)

- 2 当該地域は市街化調整区域に指定されており、建築物は厳しく規制されている地域です。本市におきましては、違法な建築物について従前より指導を行ってきたところですが、平成25年度からは一斉立入指導を毎年実施しており、本年度も7月に調査、建物所有者への事情聴取及び是正指導を行い、現状が違法状態であること、是正のためには建物の除却が必要であることを粘り強く説明し、是正の計画を立てるよう指導しております。

今後も引き続き、定期的なパトロール等を実施するなど、違法状態の改善を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。